平成２２年（フ）第１６１３号
福岡市早良区野芥３丁目27番７号
破産者　株式会社岩田工務店
異議申述期間　平成23年８月８日まで
平成23年６月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６２号
大阪府門真市末広町31番１号
破産者　吉本トミヱ
異議申述期間　平成23年８月11日まで
平成23年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４９６号
福岡市南区若久１丁目24番30―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区皿山３丁目１番26号トータルサンシャイン皿山壱番館201
破産者　土路生信行
異議申述期間　平成23年８月16日まで
平成23年６月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７７７号
福岡市博多区榎田２丁目１番地の１
破産者　株式会社松尾土木
異議申述期間　平成23年８月31日まで
平成23年６月14日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１００２号
福岡市中央区六本松３丁目16番33号
清算株式会社　株式会社日建コーポレーション
代表清算人　金子　幸生
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２１０７号
東京都文京区湯島１丁目８番２号
清算株式会社　ホームスタンプ株式会社
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０２７号
東京都足立区興野１丁目７番15号
清算株式会社　株式会社斉藤商会
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２９号
名古屋市中区栄３丁目27番４号
清算株式会社　株式会社山岸自転車商会
代表清算人　山岸　正明
１　決定年月日　平成23年６月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第３０１１号
大阪市北区西天満４丁目６番８号ＯＬＣビル１・２階弁護士法人大阪パブリック法律事務所内
清算株式会社　株式会社あじおく
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権の定義
清算株式会社に対する債権であって、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いたものを協定債権とする。
第２　弁済の方法
１　清算株式会社は、各協定債権者に対して、本協定の認可が確定した日から１カ月以内に協定債権のうち元本の2.09％に相当する金額（ただし１円未満の端数は切り捨てる）を弁済する。
２　前項の弁済は、弁済期日までに協定債権者が特定の銀行口座への振込を求めたときは、清算株式会社がその費用を負担し、振込送金して支払う。同日まで特定の銀行口座への振込を求めなかった協定債権者については、清算人代理事務所（大阪市北区西天満４丁目６番８号ＯＬＣビル２階　弁護士法人大阪パブリック法律事務所）において支払う。
３　各協定債権者は、第２の１項の金員の弁済を受けた時は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から上記各弁済金額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第２の１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社は速やかにこれを換価して、各協定債権者に対して、換価金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の元本金額の割合に応じて弁済する。この場合、第２の３項の規定による残債務の免除は、本項により新たになされた弁済の限度で効力を失う。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第２号
青森県弘前市大字土手町22番地　萬屋ビル３階
再生債務者　土手町街づくり株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　青森市古川２丁目20番３号　朝日生命青森ビル７階　石岡法律事務所　弁護士　石岡　隆司
平成23年６月16日
青森地方裁判所第２民事部

平成２３年（再）第５号
福岡市中央区今泉１丁目22番20号　アベニュー天神ビル６階
再生債務者　医療法人社団福永会
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区大名２丁目８番18号天神パークビル６階　吉原淳治法律事務所　弁護士　吉原　淳治
平成23年６月16日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第２号
栃木県足利市東砂原後町1081番地10
再生債務者　鈴木　敏浩
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月12日から平成23年８月26日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市七ツ島１丁目１番12号
再生債務者　株式会社日本建機リース
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月15日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年８月12日から平成23年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続による債権者集会招集

平成２１年（再）第３号
福岡県飯塚市片島１丁目10番14号
再生債務者　株式会社筑豊第一木材市場
１　期日　平成23年７月27日午前10時30分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成23年６月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再）第４号
福岡県飯塚市徳前字丸の内36番地の４
再生債務者　株式会社渡辺硝子建材
１　期日　平成23年７月27日午前11時15分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成23年６月17日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第４号
兵庫県姫路市四郷町山脇283番地
再生債務者　株式会社水源
１　決議に付する計画案　平成23年５月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年８月９日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年８月１日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年７月22日
平成23年６月16日　神戸地方裁判所姫路支部